

事務連絡  
平成22年2月1日

各都道府県建設業協会  
労働担当者 殿

社団法人 全国建設業協会  
労働部  
(公印省略)

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の  
解体等の作業に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、先般、標記につきまして、平成22年1月12日付け全建労発第  
103号にてご周知のお願いをしたところですが、このたび厚生労働  
省労働基準局安全衛生部化学物質対策課調査官より、別添のとおり  
通達の趣旨についての事務連絡がありました。  
つきましては、貴協会傘下会員に対しご周知いただきますようお願い  
申し上げます。

以上



事務連絡

平成 22 年 1 月 7 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課調査官

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の  
作業に当たっての留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 21 年 12 月 28 日付け基安化発 1228 第 2 号（以下「通達」と  
いう。）により貴会に対しその周知についてお願ひしたところですが、当該通達の趣旨は下  
記のとおりですので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願ひ申  
し上げます。

記

- 1 ウィンチャイト及びリヒテライトについて石綿に準ずるものとして、石綿障害予防規  
則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に準じたばく露防止対策  
を講ずることを求めるものであること。
- 2 具体的には、石綿、ウィンチャイト及びリヒテライトの合計が、その重量の 0.1%を超  
えて含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講  
ずるとの趣旨であること。

全建労発第 103 号  
平成 22 年 1 月 12 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 押 田 彰  
(公印省略)

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の  
解体等の作業に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、このたび厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
長より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。  
つきましては、貴協会傘下会員に対し、バーミキュライトが吹き付  
けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について、  
ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

基安化発 1228 第 2 号  
平成 21 年 12 月 28 日

社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の  
作業に当たっての留意事項について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項において、建築物、工作物又は船舶（以下「建築物等」という。）の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ当該建築物等について、石綿等の使用の有無を確認するための事前調査を実施することとされています。また、同条第 2 項に規定する石綿等の使用の有無の分析（以下単に「分析」という。）の方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しています。また、同項の規定による分析による調査（以下「分析調査」という。）については平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により周知徹底を指示しているところです。

先般、我が国において建築物等への吹付け材として使用されているバーミキュライト（ひる石）からウインチャイト及びリヒテライト（以下「ウインチャイト等」という。）が検出されたとの報道がありました。

ウインチャイト等は、平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」に示した石綿の定義「纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」には該当しない鉱物ですが、トレモライトと同様に角閃石族に属する纖維状の鉱物です。

1970 年代・80 年代、米国のモンタナ州リビー鉱山の労働者及び地域住民に石綿肺の被害が発生しましたが、その原因がリビー鉱山産のバーミキュライトであることが確認されて

おり、このリビー鉱山産のバーミキュライトには、石綿の一種であるトレモライトのほか、  
ウインチャイト等が含まれていることが明らかになっています。なお、1990年に当該モン  
タナ州リビー鉱山は閉山しています。

また、ウインチャイト等の有害性については、明確な知見がないものの、トレモライト  
と形状、結晶構造及び化学的な組成が近似しており、JIS法によりウインチャイト等のX線  
回折を行うと回折パターンはトレモライトと同様です。

については、建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について、下記のとおりとい  
たしましたので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上  
げます。

#### 記

- 1 バーミキュライトには、不純物として、トレモライト、ウインチャイト等が含有され  
ている場合があることから、バーミキュライトが吹き付けられた建物等の解体等の作業  
に当たっては、石綿が含有していることが明らかであって石綿則第3条第2項の規定に  
基づく分析を行うまでもなく石綿則に基づくばく露防止措置を探るような場合を除き、  
石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行い、石綿をその重量の0.1%を超えて含有す  
る場合には、石綿則に定めるばく露防止対策を講ずること。
- 2 なお、JIS法による分析では、建材中に含有されているウインチャイト等はトレモライ  
トとして判定されるため、ウインチャイト等をトレモライトと区別するために改めて分  
析を行う必要はないこと。
- 3 バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の分析において、石綿をその重量の  
0.1%を超えて含有しない場合であっても、JIS法以外の分析方法により、ウインチャイ  
ト等が含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を  
講ずること。